

令和8年度留学生等マッチング支援業務委託仕様書

1 業務目的

生産年齢人口が減少する中、外国人材は本県経済の持続的発展に必要な人材となっている。また、経済のグローバル化や技術革新が進展する中、企業では多様な人材が求められている。

こうした状況を踏まえ、本事業において、優秀な外国人留学生や県内外に在住する外国人材に広く県内企業を知ってもらう機会を創出し、今後の県内就職を促進させることを目的とする。

2 業務概要

県内外の大学等に在籍する外国人留学生等の外国人材及び県内企業に対し、「相互理解」、「能力の可視化」、「マッチング」という段階別の交流・選考プロセスを構築し、優秀な外国人留学生等に県内企業を深く知ってもらう機会を提供するとともに、卒業年次生については県内企業への内定獲得を、低年次生についてはインターンシップへの参加合意の形成を目指し、参加者の募集や周知・広報、開催等の業務を行う。

3 対象者

(1) 対象者（外国人材）

原則、以下の①～④のいずれかに該当する者とする。

- ①留学生…大学（大学院を含む。）短期大学、専門学校、高等専門学校等（高等学校は含まない。）
（以下、「大学等という。」）に在籍する県内外の外国人留学生。
- ②在留資格「特定活動（継続就職活動）」の外国人…国内の大学等を卒業後、継続して就職活動を行う者。
- ③JETプログラム参加者等…「語学指導等を行う外国青年招致事業」の参加者及び都道府県等又は市町村独自採用の外国人材。
- ④定住外国人…在留資格「永住者」、「定住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」で国内に在留する外国人。

※ただし、県と協議の上、上記①～④のいずれかに該当しない者の参加を認める場合がある。

(2) 対象者（企業）

以下の条件を全て満たす企業とする。

- ①香川県内に本社がある企業又は香川県内に営業所等の事業所を有し、香川県内を就業場所とする採用を検討している企業であること。
- ②定期的に、新卒採用活動を行っている企業（直近5年間程度が目安）であること。
- ③外国人材の正規社員（日本人と同様の待遇及び継続的雇用）としての雇用を検討している企業であること。

3 業務内容

(1) 交流イベント「留学生カフェ（仮称）」の開催【相互理解】

外国人材と県内企業担当者が、リラックスした雰囲気の中交流し、互いの「人となり」や「企業風土」への理解を深めるイベントを企画・運営すること。

①開催時期

後述するキャリアフェアの開催日より前に、2回程度（高松、中・西讃で各1回程度）実施すること。実施時期は県と協議の上、決定すること。

②開催場所

飲食が可能で、次に掲げる目標人数の参加に十分な会場を県と協議の上、選定すること。なお、無

償で利用できる大学等の施設を優先的に選定すること。

③参加目標数

外国人材…10名程度／回（後述のピッチイベントへの登壇を前提として参加者を募集すること。）

県内企業…5社程度／回

④運営方法

茶話会のような気軽な雰囲気での座談会やワークショップを企画・開催すること。また、外国人材は私服での参加を可能とするなど、リラックスした雰囲気での交流を演出すること。

(2) キャリアフェア「KAGAWA Pitch & Match Day（仮称）」の開催【能力の可視化、マッチング】

県内企業への就職を希望する外国人材及び外国人材の雇用に関心がある県内企業を対象に、「午前：ピッチイベント」から「午後：マッチング面談」へと連動する1日完結型のキャリアフェアを企画・運営すること。

①開催時期

令和8年10月上旬を目途に、留学生等の参加が十分見込める日程を県と協議の上、設定すること。また、留学生等の参加が困難な長期休暇等の時期を避けること。

②開催場所

サンポート高松シンボルタワー1階展示場や高松商工会議所2階大ホールなど、③の参加目標数に掲げる人数の参加に十分な会場を県と協議の上、選定すること。

③運営方法

留学生等の外国人材の能力を可視化する「ピッチイベント」及び外国人材と県内企業とを結びつける「マッチングイベント」を開催し、これらを総称してキャリアフェアとする。以下のステップにより、単なる情報交換に留まらない実効性の高いマッチング支援を実現すること。

➤ ステップ1「ピッチイベント」について

選抜された10名程度の外国人材が、全参加企業に対し、自身の日本語能力や専門性、香川県への貢献意欲等を数分程度の短時間でプレゼンテーションすることとする。

➤ ステップ2「スカウト投票」

ピッチ終了後、参加企業は関心を持った登壇者に対し、「個別面談希望票（スカウト投票）」を投じ、これに基づき、午後の個別面談セッションのスケジュールを作成することとする。

➤ ステップ3「マッチングイベント」について

午後のマッチングイベントは、スカウト投票に基づき、参加者と企業が1対1の面談を行う「個別面談セッション」と、全ての参加者が自由に企業ブースを訪問する「フリー交流セッション」の二つの形態を組み合わせて行うこととする。

➤ その他

・卒業年次の者など現に就職活動中の者と卒業年次前の就職活動をしていない者を、企業担当者が明確に認識できるように、パスケースの色分けをする等の工夫をすること。また、参加企業にもこうした点を事前に周知し、当日円滑な運営を行うようにすること。

・開催にあたって、参加者である外国人材が戸惑うことなく参加できるよう、また参加企業が入念に準備できるよう、事前に十分な情報提供や必要なアドバイスの実施等のサポートを行うこと。

・企業に対し、就職活動中ではない低年次生に対しては、インターンシップ案内やキャリア相談に留めるよう事前に周知徹底すること。

④参加目標数

外国人材…80名以上

特定の大学等に偏ることなく、県内外の大学等から広く集客を図ること。特に、県内の大学等から多く参加してもらえるように、個別の説明会を実施するなど集客を図ること。

※ピッチイベントへの登壇者は、外国人材の参加目標 80 名以上のうち、応募や大学等からの推薦を通じて、就職意欲や能力の高い者を 10 名程度選抜すること。基本的には、(1)の交流イベントに参加した者から選抜することを想定しているが、それ以外の外国人材であっても、登壇を希望する者の参加を妨げるものではない。

企業…20 事業所程度

⑤アンケートの実施

キャリアフェアにおいて、参加者及び参加企業にアンケートを実施すること。その結果を、書面により、開催日から起算して 21 日以内に県に報告すること。

なお、アンケートの内容については、電子データにより提出の上、県の承認を得た上で決定すること。

⑥運営体制

必要に応じて通訳・専門家を配置する等、参加者及び参加企業に配慮した運営体制を提案すること。

⑦調査及び集計

キャリアフェアの参加企業及び参加者（把握可能な限りでよいものとする。）に対して、本事業終了時まで、本事業を通じての就職状況やインターンシップ参加状況の調査及び集計を行い、県へ報告すること。

(3) 広報及び参加者・参加企業の募集

①【チラシ等作成】

広く周知・広報を行うため、外国人材向け・県内企業向けの 2 種類の A 4 版両面チラシを作成し、広報活動に活用すること。また、ポスターを作成し、大学等の関係機関に掲示依頼を行うこと。内容については、電子データ等により事前提出の上、県の承認を得た上で決定すること。県労働政策課に対しては、外国人材向けチラシ 50 部、企業向けチラシ 50 部、ポスター 4 部及びデータを納品すること。

②【広報・募集・参加受付】

参加受付や問合せ対応、事前の確認連絡等を行い、外国人材及び企業が円滑に交流イベント及びキャリアフェアに参加できるようにすること。広報の内容・方法については、県の承認を得た上で決定すること。参加申込状況については、適宜、県に報告し、参加目標数の確保に努めること。

③【外国人材・県内企業への広報活動】

留学生をはじめとする外国人材・県内企業の参加数を伸ばすため、大学等と連携した広報活動、SNS 等を活用した幅広いターゲット層への情報発信、多言語による広告の実施等により効果的に広報活動を行うこと。県内外の主要な大学等については、大学に赴いて留学生を対象とした個別の事前説明会等を開催し、集客を図ること。また、香川県就職・移住支援センター（ワークサポートかわ）とも連携して、留学生を除く外国人材の集客も図ること。

④【留意事項】

- ・外国人材向けの広報等については、概ね日本語能力試験 N 3 相当の外国人材が理解できるよう配慮すること。
- ・広報に当たり、専用ホームページを開設する場合は、事前に県との協議が必要になるため、留意すること。
- ・上記広報活動により情報発信を行う際は、香川県事業であることが分かる表記となるよう留意すること。

(4) 外国人材及び企業の募集・選定

- ① 外国人材の参加については、参加者数の把握と参加企業とのミスマッチ軽減のため、原則、事前

- 申込制とする（申込受付締切後の参加希望については、会場定員等の範囲内で対応するものとする。）。
- ② 参加企業を広く募り、選定の上、参加企業の概要を一覧にて県へ報告し、県と協議して、決定するものとする。

なお、具体的な求人内容が決定している企業、在留資格が認められる可能性が高い求人のある企業、多くの外国人材が希望する職種の求人のある企業を優先して選定するものとする。

4 業務報告書等の作成及び提出

- (1) 月次業務報告書の作成及び提出

毎月、月次業務報告書（実施業務、経費、課題・問題点等の報告事項、今後の実施予定等）を作成し、翌月 10 日までに県へ提出すること。

- (2) 随時報告

各業務の進捗状況、実績、業務運営に当たっての課題・問題点等、業務運営上必要な事項が生じた場合には、迅速かつ誠実にこれを県に随時報告するものとする。また、県が報告を求めた場合も同様とする。

- (3) 実施報告書

キャリアフェアの実施状況・内容について記録し、(1)の月次業務報告書とは別に、実施報告書を開催日から起算して 14 日以内に県に提出すること。その際、実施状況が分かるように、写真、参加者及び参加企業の名簿、アンケートの集計等の関連資料を添付すること。

- (4) その他

月次報告書、随時報告、実施報告書の様式については、契約締結後、別途、県と調整するものとする。

5 事業の実施基準

- (1) 本業務の実施に当たっては、留学生の募集等、県内外の大学等との連携が不可欠であることを考慮し、県内外の大学等と効果的に連携し、幅広い大学等からの集客に努めること。
- (2) 必要な人員や組織体制を整え、当該事業を実施することとし、具体的実施内容の企画立案、運営スタッフの手配、機器・消耗品等の準備、会場の設営・撤収、看板・案内板の設置・撤去、当日の受付、進行管理、資料の作成、参加者及び参加企業の募集等の一切の業務を行うこと。
- (3) 本業務に係る苦情等について、担当窓口を設置するなど責任を持って対応すること。また、対応した事項については、随時、県に報告すること。
- (4) 業務の遂行に際しては、委託業務の責任者を選任し、県との連絡調整を綿密に行うとともに、円滑に当該業務が行えるよう進行管理を行うこと。

6 注意事項

- (1) 協議内容により、採用された企画を一部変更することがある。
- (2) 受託事業者は、業務委託契約締結後、速やかに、実施計画書を提出の上、県の承認を得ること。
なお、実施計画書承認後であっても、契約書及び仕様書等において、別途、県との協議事項として留意した事項については、適宜、県の承認を得ること。
- (3) 本事業の成果物並びにデザインの著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は県に帰属する。
県及び県の指定する者は、この成果物に係るアイデア、ノウハウ、コンセプト等について、対価を支払うことなく自由に使用できるものとし、県が必要と判断する限りにおいて、本事業に係る契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、契約の終了後も継続するものとする。
- (4) 他者の映像その他印刷物などから、映像、写真・イラスト等を利用する場合には、著作権や版権の侵

害などの問題が生じることのないよう受託者において必要な手続きをとること。

- (5) 本事業に係る個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等を遵守すること。また、保有する必要のなくなった個人情報等については、確実かつ速やかに破棄又は消去すること。
- (6) 本事業において収集した企業等データ、個人情報等は従来の業務とは別に管理すること。
- (7) 本事業の実施に当たり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項及び疑義が発生した場合は、その都度速やかに県と協議を行い、事前に県の実情を把握した上で業務を遂行すること。
- (8) 本事業への参加者及び参加企業から、本事業への参加を名目とした手数料などの利益を得てはならない(ただし、本事業とは区別できる形で、かつ、県並びに参加者及び参加企業の実情を把握した上で、受託事業者の自己の事業として実施することを妨げるものではない)。
- (9) 受託事業者は、本事業と受託事業者の本来の事業を区別して管理すること。
- (10) 参加者及び参加企業に対し、参加特典品等の配付は行わないこと。
- (11) 天災その他経済情勢等により、キャリアフェア等の開催が中止となった場合は、別途、変更契約を締結の上、本業務の準備に要した経費の総額を上限(ただし、契約限度額以内で、県が適切と認める範囲に限る。)に委託料を支払うものとする。